



中津市監査委員告示第 7 号

令和4年3月25日付け中監第703号で提出した財政援助団体監査の結果に関する報告に対し、中津市長及び中津市教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年4月19日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

# 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津市中学校文化連盟</p> <p>[補助金等名] 中津市中学校文化連盟補助金</p> <p>[所管部局・課] 教育委員会 学校教育課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 補助金交付申請書に添付されている収支予算書、及び補助金実績報告書に添付されている収支決算書について、中津市補助金事務ガイドラインでは補助金額算定のために予算額または決算額に対する「うち補助対象」の額を明示することを求めている。よって、当該様式の改善を求める。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 本件補助金は令和3年4月21日付け交付額確定通知書により不用額46,618円の返還が確定・通知され、同年5月18日付けで金融機関での納付が完了している。 これは中津市中学校文化連盟補助金交付要綱に沿った事務処理ではあるが、同返還金が団体所有の普通預金通帳から出金されたのは4月30日である。 通帳から出金後は速やかに返納通知書により納付すべきところ、19日間現金で所持していたことは不正や現金事故にもつながりかねず、市が定める「公金取扱い等にかかる指針」にも反する。 今後は、支払い等の事務処理にあたっては速やかに、かつ、可能な限り職員が現金を直接触れない仕組みを構築するよう改善を求める。</p>	<p>① ご指摘のとおり、収支予算書および収支決算書の様式を改めます。今後は中津市補助金事務ガイドラインに沿った適切な事務処理に努めます。</p> <p>① ご指摘のとおり、現金で返納を受けた後しばらく当課で保管していた期間がありました。 今後、返納があった場合は、速やかに返納通知書を作成し、入金の手務処理を行うことで、現金を保管することのないように努めます。 また、担当者に公金取扱い等にかかる指針についての認識が足りていなかったこともあり、課内での指針等の再確認を行いました。</p>	